

# 平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

## 目 次

### I 基本方針 . . . . . 1

### II 事業概要 . . . . . 2

#### 1 法人運営事業 . . . . . 2

(1) 法人運営事業

(2) 社会福祉基金事業

#### 2 地域福祉活動推進事業 . . 3

(1) 地域福祉活動推進事業

(2) 第2層生活支援コーディネーター事業

(3) 共同募金配分金事業

#### 3 福祉サービス推進事業 . . 6

(1) 福祉サービス推進事業

(2) 生活福祉資金貸付事業

(3) くらし資金貸付事業

(4) 日常生活自立支援事業

(5) 地域包括支援センター事業

(6) 基幹型地域包括支援センター事業

(7) にこにこヘルプサービス事業

(8) 訪問型緩和基準サービス事業

(9) 相談支援センター事業

(10) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

(11) 権利擁護センター事業

#### 4 総合福祉センター . . . . . 8

#### 5 子どもの家事業 . . . . . 9

#### 6 母子の家 . . . . . 9

#### 7 福祉の里 . . . . . 9

#### 8 福祉文化体育館 . . . . . 10

#### 9 福祉作業所 . . . . . 10

(1) 就労継続支援B型事業

(2) 生活介護事業

#### 10 第一希望の家 . . . . . 10

(1) 生活介護事業

(2) 児童発達支援事業

#### 11 第二希望の家 . . . . . 11

(1) 生活介護事業

(2) 児童発達支援事業

#### 12 介護サービスセンター . . 11

(1) 通所介護事業

(2) 居宅介護支援事業

## I 基本方針

我が国において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降は、介護ニーズなどのさらなる増大が想定されています。また、福祉ニーズも多様化・複雑化しており、高齢の親と無職独身の 50 代の子が同居（8050）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、既存の制度による解決が困難な複合的な課題への各分野の横断的な対応が求められています。

このような状況の中、地域包括ケアシステムの深化・推進を目的とした介護保険法等の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）が行われ、「我が事・丸ごと」を地域福祉推進の理念として、地域力の強化、包括的な相談支援体制の整備等により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

本会におきましては、第 3 次春日井市地域福祉活動計画（第 2 次改訂版）に基づき、地区社会福祉協議会、ボランティア、民生委員・児童委員、各種福祉関係団体及び行政と連携・協力し、各種事業を着実に進めてまいります。

地域福祉事業におきましては、地区社会福祉協議会活動の支援、ボランティアセンター事業の推進など、前年度からの事業を継続実施するとともに、基幹型地域包括支援センターを春日井市から新たに受託し、平成 30 年度から再編の市内 12 か所の地域包括支援センターとの総合調整や後方支援に取り組んでまいります。また、認知症の人やその家族が自分らしく暮らせるよう、地域において認知症の人や家族に対して相談支援等を行う認知症地域支援推進員を地域活動支援課に配置するとともに、認知症の早期対応を行う専門職による支援体制の構築に向けて、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに配置するなど、認知症の総合的な支援を進めてまいります。

指定管理事業におきましては、第一希望の家及び第二希望の家において、療育を修了して就園した児童に対して言語訓練を行う「療育事後フォロー教室」を新規事業として実施し、修了後の児童の言語発達やコミュニケーションスキルの促進及び保護者の安定した子育て支援を図ります。

こうした事業の推進を図り、第 3 次春日井市地域福祉活動計画の基本理念である「人と人とが助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

## Ⅱ 事業概要

### 1 法人運営事業

#### (1) 法人運営事業

##### ア 評議員会、理事会の開催

定款、諸規程の改正、予算、決算、事業計画及び事業報告等法人の業務の決定のため、評議員会、理事会を開催します。

##### イ 職員研修の強化

地域福祉の推進を担う職員の資質向上を目指し、年間研修計画に基づき積極的に職員の育成を行います。

##### ウ 第3次春日井市地域福祉活動計画の進行管理及び第4次春日井市地域福祉活動計画の策定準備

第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）に基づいた取組みの進捗状況の把握、検討等を行うため、地域福祉活動計画推進委員会を年2回開催します。また、平成31年度に予定している第4次春日井市地域福祉活動計画の策定に向けて準備を行います。

##### エ 第65回春日井市社会福祉大会の開催

市内の社会福祉の第一線で活躍する関係者等を対象に講演会を開催し、福祉の一層の充実を図るとともに、社会福祉事業功労者を顕彰し、その功労に報い、新たな決意を持って市民福祉の向上に努めるための大会を開催します。

開催予定日 平成30年10月29日（月）

参加予定人数 300人

##### オ 福祉サービスに関する苦情への適切な対応

福祉サービスの利用者の権利を保障し福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置等苦情解決の仕組みについて周知するとともに福祉サービスに関する苦情解決関係者連絡会議を開催します。

##### カ 施設の運営

春日井市の指定管理者として指定を受けている社会福祉施設を適切に管理運営するため、次の業務を実施します。

(ア) 指定管理業務の手続きに関すること

(イ) 施設の運営に関すること

#### (2) 社会福祉基金事業

社会福祉事業の振興と地域福祉の推進を図るため基金を設置し、基金利

息を次の事業に運用します。

ア 地域福祉活動の推進に関する事業

イ 在宅福祉の充実に関する事業

ウ その他社会福祉の向上のために必要な事業

## 2 地域福祉活動推進事業

### (1) 地域福祉活動推進事業

ア 会員募集の推進

地域福祉の推進を目的として、本会の事業に賛同する会員の増加を図り、その会費を地域福祉活動の財源とします。

イ 地区社会福祉協議会への支援

地域の実情に応じた地域福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となって地域の互助活動を行う地区社会福祉協議会に対し、事業の企画・運営、財源の面から支援します。

ウ 福祉教育の拡充、総合学習の支援

児童、生徒や一般市民の福祉意識及び人権意識の高揚を図り、将来の地域福祉の担い手を育成するため、学校や地域における福祉体験学習や地域福祉活動の実践を支援します。

エ 物品貸出事業

福祉ビデオ、高齢者疑似体験セット、車椅子、点字板、カラーリングセット、炊き出しセットなどの地域福祉活動用物品の貸出をします。

オ ちょっとお助けサービス事業

高齢者等の世帯を対象に公的なサービスでは対応できない次のようなサービスを地域住民の協力による助け合い活動として実施します。

(ア) 日常生活上の軽易な困りごとへの支援

(イ) 見守り及び安否確認

カ 地区社会福祉協議会対抗3世代交流グラウンドゴルフ大会

地域間や世代間の交流により市民の絆やつながりを深めるとともに、地区社会福祉協議会の活性化を図るため地区社会福祉協議会対抗3世代交流グラウンドゴルフ大会を開催します。

開催予定日 平成30年10月27日（土）

### (2) 第2層生活支援コーディネーター事業

地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の整備を推進します。また、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の連携を図ります。

ア 生活支援コーディネーター

- (ア) 生活支援等サービスの資源開発
- (イ) 地域の関係者やサービス提供者のネットワークの構築
- (ウ) 地域ニーズの把握と取組みのマッチング

イ 認知症地域支援推進員の配置

- (ア) 認知症の人を支援する関係者のネットワークの構築
- (イ) 認知症に対応する地域支援の取組みの推進

**(3) 共同募金配分金事業**

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進するため、本会が協力する共同募金運動の配分金により、次の各事業を推進します。

ア 地区社会福祉協議会への支援

地区社会福祉協議会に対し、次の事業を企画・運営、財源の面から支援します。

(ア) 高齢者等サロン事業

高齢者、障がい者を対象に、社会的な孤立の防止と社会参加の機会を創るため、地域の公民館等で交流会を開催するもの

目標 40 地区 51 事業

(イ) 子育て支援サロン事業

概ね3歳以下の児童とその保護者を対象に、育児の仲間づくりや育児相談を目的として、地域の公民館等で交流会を開催するもの

目標 20 地区 20 事業

(ウ) 小地域ネットワーク事業

地域に住むひとり暮らし高齢者等を対象に、同じ地域の人たちが安否確認や見守り、声かけ等を行うもの

目標 8 地区

(エ) モデル事業

地域住民が交流し、自らの地域や福祉に関心を高めることにより、地域福祉をより推進するため、三世代交流型事業、福祉学習型事業の開催を支援するもの

イ ボランティア活動の推進

ボランティア活動や市民活動に関する市民の理解、関心を深めるため、ボランティアセンター事業やボランティアセンターマスコットキャラクターを活用してボランティア活動の推進を図ります。

(ア) ボランティア相談

ボランティアコーディネーターにより、ボランティア活動に関する情報提供、受入れに関する調整その他の相談を行います。

(イ) ボランティアの育成研修

ボランティア活動への参加を促す講座やボランティア同士の情報交換のための交流会を開催します。

(ウ) ボランタイムの実施

ボランティア活動についての理解や参加を促進するため、キャンペーン期間を設け、ボランティア活動の紹介やボランティアが活躍できる行事を実施します。

実施期間 平成30年9月1日(土)から平成30年9月30日(日)まで

ウ 災害救援のための体制強化

災害発生時に速やかに災害救援ボランティアセンターを設置し、市やボランティア、また近隣市町の社会福祉協議会と連携し迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、災害救援のための体制の強化を図ります。

(ア) 災害救援ボランティア体験研修会

(イ) 災害救援資機材の確保

(ウ) 近隣市町の社会福祉協議会とのネットワークの強化

エ 各種福祉行事の開催

(ア) 地域福祉フォーラム

福祉意識の高揚を図り、福祉活動への参加、協力、協働を促進するため、時代に合った福祉課題をテーマとした講演会等を開催します。

開催予定日 平成30年7月28日(土)

(イ) 福祉映画会

福祉を考える機会を提供するために、福祉に関わる映画会を開催します。

開催予定日 平成30年9月9日(日)

(ウ) 第38回福祉のつどい

障がい者を始めとした地域で暮らす者が交流し、相互理解を深めるため、誰もが参加でき、参加者が主役となる祭りを開催します。

開催予定日 平成30年11月10日(土)

オ 社会福祉関係団体への支援

福祉団体の組織強化及び福祉事業の健全な発展を促すため、団体及び団体が実施する事業に対して助成をします。

(ア) 団体助成

春日井市内にあり、かつ、春日井市民を主たる構成員とし、春日井市民の福祉向上を目的に活動する団体への助成

(イ) 事業助成

春日井市内にあり、かつ、春日井市民を主たる構成員とする団体が実施する春日井市民を対象とした社会福祉事業への助成

カ 広報、啓発活動の推進

地域福祉の推進を図るため、本会の事業や活動に関する情報を積極的に提供するとともに、啓発活動を推進します。

(ア) ホームページの充実

(イ) 機関誌「社協だより」の発行（年3回）

(ウ) 地域みっちゃく生活情報誌月刊「はるる」へ地域福祉情報の掲載（年12回）

キ 各種相談事業

(ア) ふれあいカウンセリング相談

日常生活における不安や悩みごとに対し、毎週金曜日に、電話で相談に応じます。

(イ) 福祉電話事業

希望する高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者に対し、月曜日から金曜日に、電話による安否確認を行います。

### 3 福祉サービス推進事業

#### (1) 福祉サービス推進事業

ア 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者又は障がい児及び障がい児の保護者に対し、次のようなサービスを提供します。

(ア) 計画相談支援

(イ) 基本相談支援

(ウ) 障がい児相談支援

イ 家具等転倒防止器具取付事業

65歳以上の高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯等を対象に、地震によるタンス、食器棚、書棚、冷蔵庫の転倒を防止するため、転倒防止器具を取り付けます。

#### (2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、資

金の貸付を行います。

**(3) くらし資金貸付事業**

低所得者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、小口資金の貸付を行います。

**(4) 日常生活自立支援事業**

判断能力が不十分な高齢者、障がい者を対象に、次のような援助やサービスを提供します。

ア 福祉サービスの利用援助

イ 日常的金銭管理サービス

ウ 書類等の預かりサービス

**(5) 地域包括支援センター事業**

高齢者を住み慣れた地域全体で支えるために必要な地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の業務を行います。

ア 第1号介護予防支援事業

イ 総合相談支援業務

ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

オ 地域ケア会議の開催

カ 家族介護者交流会

キ 指定介護予防支援事業

**(6) 基幹型地域包括支援センター事業**

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能を強化するために、次の業務を行います。

ア 地域包括支援センターの後方支援及び総合調整

イ 在宅医療・介護連携推進事業との連携

ウ 生活支援整備体制事業との連携

エ 認知症初期集中支援推進事業の実施

オ 認知症地域支援・ケア向上事業との連携

**(7) にこにこヘルプサービス事業**

住み慣れた地域や家で安心して暮らせるようにするため、概ね65歳以上のひとり暮らし世帯などを対象に、にこにこヘルパーを派遣し、家事援助などを行います。

**(8) 訪問型緩和基準サービス事業**

要支援状態になることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止

及び地域における自立した日常生活の支援のため、生活援助員を派遣し、簡易的な生活援助（買い物、調理、掃除など）を行います。

#### (9) 相談支援センター事業

障がいのある人の生活に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターとして、主に次の業務を行います。

- ア 障がい者等からの相談、必要な情報提供その他の福祉サービス、社会資源の利用援助
- イ 権利擁護のために必要な援助
- ウ 障がいの理解・啓発
- エ 地域自立支援協議会への参加
- オ 障がい者虐待防止ホットラインの設置
- カ 地域の相談支援事業所に対する指導・助言

#### (10) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する人が、自立して安全で快適な生活を営むことができるようにするため、生活援助員を派遣し、生活指導や相談、安否確認その他日常生活に必要な援助を行います。

#### (11) 権利擁護センター事業

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する相談及び市民後見人の育成を行います。

- ア 成年後見制度に関する相談支援
- イ 成年後見制度の普及・啓発
- ウ 市民後見人の育成
- エ 市長申立事務の一部
- オ 成年後見制度利用支援事業の手続きに関する支援
- カ 後見人監督業務
- キ 市民後見人候補者登録バンクの設置

### 4 総合福祉センター

#### (1) 障害者センター

身体障がい者に関する各種の相談や、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための事業を行います。

- ア 身体障がい者相談
- イ 教養・奉仕員養成講座
- ウ ことばの教室
- エ 心理リハビリテーション

- オ 合同クリスマス会
- カ 福祉バスの運行
- キ 福祉避難所の運営体制の強化

## **(2) 老人センター**

老人に関する各種の相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業を行います。

## **(3) 児童センター**

児童に健全な遊びを提供し、健康、体力の増進を図り、情操を豊かにするなど児童の健全育成を進めます。また、未就園児とその保護者を対象に遊びの場の提供と各種の教室の開催や育児相談など、積極的に子育てを支援します。

- ア 児童健全育成事業
- イ 子育て支援事業
- ウ 育児相談

## **(4) 母子憩いの家**

母子・父子福祉団体及び母子・父子家庭相互交流の場を提供します。

# **5 子どもの家事業**

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、春日井市子どもの家において、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

定員（30 施設）2,085 人

# **6 母子の家**

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。あわせて、退所した者について相談などの援助を行います。

定員 9 世帯

# **7 福祉の里**

## **(1) レインボープラザ**

児童から高齢者まで幅広い市民の交流の場の提供、健康維持や体力づくりのための各種トレーニング機器を利用した運動の場の提供などを行います。

## **(2) 老人福祉センター**

高齢者等の健康の増進及び教養の向上を図るため、運動及び教養講座等を行います。

## **(3) 高齢者生きがい活動推進センター**

高齢者の趣味活動や社会参加の推進を図るため、グラウンドゴルフ場などの活動の場の提供や健康相談を行います。

## **8 福祉文化体育館**

障がい者がスポーツやレクリエーションを通して他者とかかわりを持つことを楽しみ、健康の維持や体力の増進を図ることを目的とした「障がい者スポーツ教養文化講座」や障がいのある人となない人が交流することで障がい者への関心や理解を広めることを目的とした「交流の日」事業等を開催します。

## **9 福祉作業所**

### **(1) 就労継続支援B型事業**

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生産活動及び就労の機会を提供するとともに、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

ア 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化

イ 利用者工賃の向上

ウ 一般就労に向けての支援体制の充実

定員 15 人

### **(2) 生活介護事業**

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、生産活動、創作的活動その他の活動の機会を提供します。

ア 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化

イ 作業を主とした日課提供と個別支援の充実

ウ 施設の社会化の推進

エ 福祉避難所としての運営体制の充実

定員 55 人

## **10 第一希望の家**

### **(1) 生活介護事業**

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

ア 個別支援の充実

イ 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化

ウ 施設の社会化の推進

エ 福祉避難所としての運営体制の充実

定員 20 人

### **(2) 児童発達支援事業**

個別療育、集団療育が必要と認められる就学前の児童（保護者と共に通園）に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な指導及び支援を行います。

- ア 個別支援の充実
- イ 保護者支援の充実
- ウ 関係機関との連携の強化
- エ 修了児への継続支援

定員 10 人

## 11 第二希望の家

### (1) 生活介護事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

- ア 個別支援の充実
- イ 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化
- ウ 施設の社会化の推進
- エ 福祉避難所としての運営体制の充実

定員 16 人

### (2) 児童発達支援事業

個別療育、集団療育が必要と認められる就学前の児童（保護者と共に通園）に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な指導及び支援を行います。

- ア 個別支援の充実
- イ 保護者支援の充実
- ウ 関係機関との連携の強化
- エ 修了児への継続支援

定員 10 人

## 12 介護サービスセンター

### (1) 通所介護事業

介護保険サービス利用者の介護状態に合わせ、居宅要介護者等に送迎、入浴及び食事等を提供します。また、必要に応じて機能訓練や口腔ケアを実施するとともに、居宅生活等に関する相談や助言等日常生活上の支援を積極的に行い、利用者本位のサービス提供に努めます。

定員 50 人

### (2) 居宅介護支援事業

介護保険サービス利用者の介護状態の良化の視点から、居宅介護支援専

門員が要介護者及びその家族と福祉サービス事業者等関係機関とのサービスの調整を図り、居宅サービス計画を作成するとともに、要支援者等の介護予防サービス計画の作成や介護認定調査の受託を行います。